

消費生活

No. 126

平成30年9月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- ◆引越しの契約ルールが変わりました!
- ◆消費生活モニターの活動報告

親子で学ぶ消費者移動教室を開催しました

平成30年7月26日(木)に、小学生を対象とした「親子で学ぶ消費者移動教室」を開催し、東京都江東区にある「ガスの科学館 がすてなーに」と「東京都虹の下水道館」へ行きました。私たちの日々の生活に密接に関わるガスや下水道について親子で楽しく学ぶことができました。

「ガスの科学館 がすてなーに」



マンホールに隠されている
3つのマークを探したよ!



「東京都虹の下水道館」



平成30年6月1日より 引越しの契約ルールが変わりました!

インターネットの普及により、ウェブ上での一括見積による引越業者の選択や単身引越への対応等、消費者ニーズや引越事業者が提供するサービス内容が多様化していることやドライバー不足等の課題に対応するため、標準引越運送約款等の改正を行いました。

改正① 見積書の記載内容の確認日及び解約・延期手数料率が変わりました

【見積書の記載内容の確認日について】

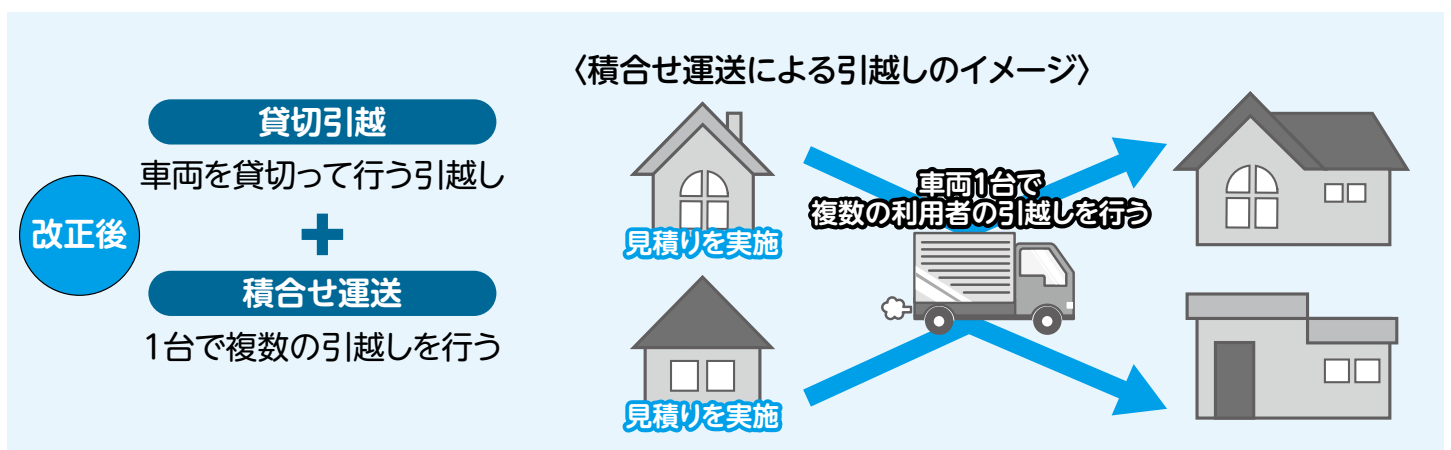
改正前	改正後
見積書に記載した荷物の受取日の 2日前 までに、見積書の記載内容の変更の有無等について確認	見積書に記載した荷物の受取日の 3日前 までに、見積書の記載内容の変更の有無等について確認

【解約・延期手数料について】

	改正前	改正後
当日	運賃の20%以内	運賃及び料金の50%以内
前日	運賃の10%以内	運賃及び料金の30%以内
前々日	無し	運賃及び料金の20%以内

改正② 標準引越運送約款の適用範囲が拡大されました

改正により、単独世帯の引越などで利用されている「積合せ運送による引越」にも、標準引越運送約款が適用されることになりました。



こんな事例がありました



1週間前に引越した際、段ボール1箱が紛失した。見つからなかった場合、補償してもらえるのか。

▶ 紛失して見つからない場合、標準引越運送約款が適用されていれば約款に基づき補償されることとなります。荷物の引き渡しから3カ月以内に引越業者に通知します。「そんな荷物はなかった」などと業者と争うトラブルを避けるために、荷物の個数を双方で確認することや搬出後に部屋に荷物が残っていないか、搬入後に車両に荷物が残っていないかを確認することが大切です。

引越しのポイント

●約款は一般家庭の引越で車両を貸切っておこなうすべての引越しに適用される

見積書や標準引越運送約款をよく確認しましょう。わからないことがあれば事業者にお問い合わせしましょう。

※ただし、事務所の移転やロールボックス等の容器単位での価格設定となっている単身者向け引越サービス等については、この約款によらない旨を引越業者があらかじめ告知した場合は適用されません。

●見積りは無料

見積りは無料です。(ただし、事前に了解を得た場合には、下見に要した費用を請求することがあります。)

見積りの際に内金、手付金等を支払う必要はありません。



●現金や貴重品などは引き受けできない場合がある

●引き受けできないものや壊れやすい物(パソコン等の電子機器を含む)は事前に申告する

引き受けできないものや壊れやすい物の有無を申告せず、かつ事業者が過失なくしてその存在を知らなかった場合は損害賠償されません。



●解約・延期手数料について

前々日は見積書に記載した見積運賃等の20%以内

前日は見積書に記載した見積運賃等の30%以内

当日は見積書に記載した見積運賃等の50%以内

既に実施または着手した付帯サービスにかかった費用(見積書に明記したものに限り)は請求されます。

●引越前と引越後に壁や床にキズはないか、最後に部屋や車両などに荷物が残っていないか双方で確認する

事業者の責任は荷物の引き渡しから3ヶ月以内です。引越後はなるべく早く荷物の確認をしましょう。

消費生活モニターの活動報告



薬やサプリメントに関する
消費者講座に参加



成田富里いずみ
清掃工場の視察



リサイクルに関する学習



米屋第二工場の視察

4月に委嘱された今年度の消費生活モニター。毎月の会議では、消費生活に関する研修を行い、そこで得た知識を地域での活動などを通じて市民の皆さんに啓発しています。

あ 明日の成田を守るゴミ減量
い いつも細かく分別を！
う うっかり忘れたゴミ分別、困るよね！
え 笑顔でゴミのリサイクル
お 行おう生ゴミの水切りを！

お詫びと修正

消費生活No.125「成田市消費生活センターにおける平成29年度の相談概要」において、架空請求・不審な電話など(商品一般)の件数を「178件」と記載していましたが、正しくは「177件」となります。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。
 相談日時／月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分
● 成田市消費生活センター(成田市役所 2階) ☎23-1161 ●